

町田市から転出される方へ・・・

**新しい住所に住み始めた日から14日以内に
転出先の市町村で転入の手続きをしてください。**

●転入の手続きには、次のものがが必要です。

- 町田市からの転出証明書
- 通知カード または マイナンバーカード
- 印鑑
- 本人確認書類
- 在留カード または 特別永住者証明書（外国人の方）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方）

●14日を過ぎてしまっても転入の手続きはできますが、正当な理由なく手続きが遅れると、50,000円以下の過料の対象となる場合があります。
なるべく早く手続きをしてください。

●転出の手続きが済んだ方でも、町田市の住民票や印鑑証明書（登録カードをお持ちの場合）の発行は、転出日（異動年月日）の前日までできます。
ただし、この場合には、必ず転出証明書をお持ちください。

●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの継続利用の際は、カードの暗証番号が必要です。ただし、継続利用ができない場合もあります。

●転出後に本人以外の方が課税・非課税証明書、納税証明書等の税証明書の交付申請をする際には必ず委任状が必要になります。

ご質問・お問い合わせは、町田市役所代表電話でお受けします。

町田市役所代表電話(受付時間:午前7時～午後7時)

042-722-3111(TEL)

042-724-5600(FAX)

5656@machida.call-center.jp(E-mail)

詳しい内容は、担当課におたずねください。

町田市役所 市民課 042-724-2123

忠生市民センター 042-791-2802

鶴川市民センター 042-735-5704

南市民センター 042-795-3165

なるせ駅前市民センター 042-724-2511

堺市民センター 042-774-0003

小山市民センター 042-798-1927

詳しい内容は、担当課へおたずねください。

	町田市でのお手続き	新住所地でのお手続き
通知カード (市民課)		記載内容の変更等がありますので、通知カードをご提示ください。
マイナンバーカード (市民課)	署名用電子証明書は、失効します。	継続利用の手続きが必要となりますので、転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内にマイナンバーカードをご提示ください。カード交付申請中だった方は再度申請手続きをしてください。
住民基本台帳カード (市民課)	電子証明書は、失効します。	継続利用の手続きが必要となりますので、転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に住民基本台帳カードをご提示ください。
在留カード (市民課)		記載内容の変更等がありますので、在留カードをご提示ください。
特別永住者証明書 (市民課)		記載内容の変更等がありますので、特別永住者証明書をご提示ください。
印鑑登録 (市民課)	転出(予定)日をもって自動的に廃止になります。印鑑登録証(カード)は、お返しいただくか、破棄してください。	必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。
国民健康保険 (保険年金課)	保険証及びその他各種医療証は、お返しください。 〒194-8520 町田市役所 保険年金課 保険加入係 宛	国民健康保険加入の手続きが必要です。
国民年金 (保険年金課)		受給者の方で受取口座を変更される場合は、手続きが必要です。
児童手当 (子ども総務課)	●届出をしてください。 保護者のみ、お子様のみの転出でも手続きが必要です。	●転出予定日の翌日から15日以内に届出をしてください。 保護者のみの転入でも手続きが必要です。
医療費助成 (子ども総務課)	●届出をしてください。 保護者のみ、お子様のみの転出でも手続きが必要です。	●届出をしてください。 お子様のみの転入でも手続きが必要です。 必要書類は、新住所地にご確認ください。
公立小中学校 (学務課)	今まで在学していた学校からお受け取りください。 ◎在学証明書 ◎教科書給与証明書	転入届出時にお持ちください。 ◎在学証明書 ◎教科書給与証明書
後期高齢者医療 (保険年金課)	後期高齢者医療証をお返しください。 〒194-8520 町田市役所 保険年金課 高齢者医療係 宛	後期高齢者医療の手続きが必要です。
介護保険 (介護保険課)	介護保険被保険者証をお返しください。 介護認定を受けている方は、介護保険受給資格証明書をお受け取りください。	介護認定を受けている方は手続きが必要です。転入日から14日以内に届出してください。 必要書類 ◎介護保険受給資格証明書
125cc以下のバイクをお持ちの方 (市民税課)	●ナンバープレート・標識交付証明書・所有者の印鑑をお持ちのうえ、廃車手続きを行い、廃車申告受付書をお受け取りください。	●廃車手続きを済ませた方は、廃車申告受付書・所有者の印鑑をお持ちください。 ●町田市で廃車手続きをしないで新住所地で登録する方は、新住所地の担当課に直接お問い合わせください。